平成２６年（フ）第３１５０号
大阪市平野区長吉長原西２丁目12番19号　グランツメゾン105号
債務者　田中　角栄
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３号
青森県三沢市松園町３丁目１番13号　孔雀アパートＦ号室
債務者　佐々木由雄
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第６６８号
埼玉県新座市野火止８丁目14番19号
債務者　佐久本兼信
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６６９号
埼玉県新座市野火止８丁目14番19号
債務者　畠山　智子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
静岡県三島市・西旭ケ丘町・4483番地の３　ウエストサイドハイツ101、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩350番地の１　大沼ニューハイツ１棟203号
債務者　森　　春彦（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
静岡県沼津市西椎路645番地の４　市営大久望団地Ｋ３―302
債務者　合澤　　芳
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
高知県南国市岡豊町常通寺島507番地、住民票上の住所高知県南国市岡豊町常通寺島515番地
債務者　川添　照子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９８号
高知市和泉町４番10号
債務者　片岡　惠美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０２号
高知市仁井田1710番地
債務者　徳弘　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０６号
高知市薊野南町３番31号　ＡＳハイツあぞの501
債務者　西森　孝寿
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９号
岩手県奥州市水沢区字笹森谷地16番地２
債務者　高橋　文江
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第６４０号
埼玉県川口市朝日１丁目１番１―213号　グリーンビューニュー川口
債務者　松間さち子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９５号
埼玉県上尾市二ツ宮729番地２
債務者　望月　和征
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
埼玉県越谷市赤山町２丁目194番地３　コーポアルプス101
債務者　林　　貢
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
埼玉県春日部市中央３丁目20番45号　八木崎荘２
債務者　小松　隆也
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１８号
埼玉県狭山市大字北入曽823番地　ガーデングローブ206
債務者　嶋田　友和
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３５号
埼玉県川越市田町23番地34　田町第２マンションＡ―111号室、前住所埼玉県坂戸市溝端町９番地　７―201
債務者　佐藤　昌彦
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部